

K C S 北九州情報専門学校 同 窓 会 会 則

2020年3月5日 改訂

学校法人 電子開発学園九州
K C S 北九州情報専門学校同窓会

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会はK C S北九州情報専門学校同窓会と称する。

第2条 (目的)

本会は会員相互の援助と親睦を図ることを目的とする。

第3条 (会員資格)

本会の会員資格は下記によるものとする。

(1) 正 会 員

K C S北九州情報専門学校、旧)九州電子計算機専門学校小倉校の卒業生。

(2) 特別会員

K C S北九州情報専門学校、旧)九州電子計算機専門学校小倉校の職員ならびに旧職員。

会員資格が正会員・特別会員の両方に該当する場合は、正会員とする。

第4条 (会員資格の消滅)

以下に該当する場合は、会員資格を消滅する。

(1) 本会の社会的信用を損ずる行為があった者。

(2) 会員本人または、親族からの申し出があった場合。

第5条 (組織)

本会は、役員で構成される役員会を置く。

第6条 (事務局)

本会および、役員会の運用を円滑に行うため、K C S北九州情報専門学校内に同窓会事務局を置く。

同総会事務局は、下記の業務を行う。

(1) 会計業務 (入出金伝票起票、現金出納管理、会費管理)

(2) 会員管理業務

・HPの更新または更新依頼

・役員一覧の更新

・個人情報の提供に関する記録

(3) 委員会及び会議 (総会・役員会) の資料作成と印刷

(4) 各種行事の準備と当日対応

(5) 開催通知作成と発送、出欠確認

(6) 電話・対応窓口他

第2章 役員

第7条 (役員)

本会には次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
会計監査	1名
幹 事	若干名（2名以上とする）

第8条 (役員を選任)

役員を選任は次のとおりである。

- (1) 全ての役員は、正会員中より選任される。
- (2) 正会員からの立候補があった場合は、役員会にて検討し役員へ任命する。
- (3) 役員会が正会員の中から推薦・指名し、本人の了承を得て役員へ任命する。

第9条 (役員の任期)

役員の任期は、原則4年間とする。ただし、任期延長は可能とする。

退任時は役員会の承認を得るものとする。

第10条 (役員の職務)

各役員の職務は次のとおりである。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の円滑な運用、総会の議事進行、卒業式への出席などの会務を遂行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
- (3) 会計監査は、本会の会務・財務を監査し、この内容を総会に報告する。
- (4) 幹事は、同窓会活動にかかわる、諸業務を遂行する。

第3章 総 会

第11条 (総会)

総会は最高議決機関にして、4年に1回これを開催する。ただし、状況により開催年が前後することがある。

また、必要に応じて臨時総会を開くことがある。

第12条 (議長)

総会の議長は、会長または、会長の指名した者があたる。

第13条 (決議事項)

- (1) 同窓会会則の改訂
- (2) 会計の監査結果および、次期予算案に対する承認
- (3) その他重要な事項

第14条 (総会の決議)

総会の議事は、正会員出席者の過半数をもって決する。

可否同数の場合は、議長がこれを決する。

特別会員は指定の座席においての傍聴は拒まないが、決議に加わることはできないものとする。

第15条 (案内状の発送)

案内状の発送や電話連絡は、学校が管理する「卒業生の情報」の一部情報を参照し行う。

2期にわたって返信がないまたは、転居先不明等で郵便物が返送された場合は、会員情報の変更が事務局へ通知されない限り、次回以降の案内状などの郵便物の発送はおこなわない。

第4章 役員会

第16条 (役員会)

役員会は、第7条の役員により構成される。

役員会は、1年に1回これを開く。ただし、必要に応じて臨時役員会を開くことがある。

第17条 (議長)

役員会の議長は、会長または、会長の指名した者があたる。

第18条 (決議事項)

役員会は、次の事項を審議、承認し決議する。

- (1) 第4条に関する会員の除名
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 変更を必要とする、本会の運用
- (4) その他、役員会が必要と認めた事項

第19条 (緊急事案)

総会で議決が必要な議案について、緊急を要する場合には会長がこれを代行し、役員会で事後に承認を得ることができる。

この内容は、総会の場において会員へ報告する。

第20条 (役員代理)

役員が何らかの事情により職務を遂行できない場合は、役員会と校内事務局との合意により臨時で役員代理を選出し、必要な職務を遂行させることができる。

第21条 (同窓会事務局の参加)

- (1) 同窓会事務局は、同窓会の運用について役員会へ議案を提案することができる。
- (2) 同窓会事務局は、役員会に参加し、役員と同様に議案に対する審議・承認を行うことができる。

(ただし、事務局が複数人参加する場合は事務局全体で1票とする)

第5章 経費・会計

第22条 (経費)

本会の経費は、同窓会費および寄付金で充当する。

第23条 (同窓会費)

同窓会費は入会金¥3,000円とし、原則として入会金は卒業時に納入する。

ただし、大学コースへの編入者は学校内の規定に沿って納入する。

納入された入会金の返金を行わないものとする。

同窓会費は会の運営費、会員への通信費にあてるものとする。

同窓会費としての入会金は、正会員にのみ適用し、特別会員には適用しない。

第24条 (寄付金)

懇親会で余剰金が発生した場合は、これを寄付金に充てる。

また、懇親会で不足が発生した場合は、同窓会費からこれを補填する。

第25条 (会計)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、会計年度ごとに会計監査を実施する。

会計の監査結果については、総会の場で会員へ報告し承認を得る。

また、次期の予算案についても総会の場で会員へ報告し承認を得る。

会員への報告・承認は、総会開催時に行う。

第6章 記 録

第26条 (記録)

本会は、本会の運用に伴う以下の記録を作成する。

- (1) 同窓会会則
 本会則
- (2) 役員一覧
 本会役員の名簿
- (3) 会計簿
 ・本会の出納記録、会計監査記録、次期予算案
- (4) 会議録
 ・総会議事録、役員会議事録
- (5) その他必要な帳簿

第27条 (記録の保管)

各記録は、以下の手順により保管する。

- (1) 同窓会会則
 同窓会事務局の責任下で、学校内キャビネットで保管する。
- (2) 役員一覧
 同窓会事務局の責任下で、学校内キャビネットで保管する。
 (個人の情報が含まれるため、取扱いには十分注意する)
- (3) 会計簿
 同窓会事務局の責任下で、学校内キャビネットで保管する。
- (4) 会議録
 同窓会事務局の責任下で、学校内キャビネットで保管する。
- (5) その他必要な帳簿
 同窓会事務局の責任下で、学校内キャビネットで保管する。

第7章 そ の 他

第28条 (会則の公開)

同窓会会則は、KCS北九州情報専門学校のホームページ上で公開する。

第29条 (附則)

同窓会会則の内容に変更があった場合は、附則により施行日を明確にする。

第30条 (改訂履歴)

同窓会会則の内容変更については、改訂履歴にて明確にする。

第8章 附 則

1. 本会則は、昭和 58 年（1983 年）4 月 1 日から施行する。
2. 本会則の一部を変更し、平成 10 年（1998 年）4 月 1 日から施行する。
3. 校名変更にともない、同窓会名称を K C S 北九州情報専門学校同窓会と変更し、平成 13 年（2001 年）4 月 1 日から施行する。
4. 本会則の一部を変更し、平成 16 年（2004 年）4 月 1 日から施行する。
5. 本会則の一部を変更し、平成 20 年（2008 年）4 月 1 日から施行する。
6. 本会則の一部を変更し、平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から施行する。
7. 本会則の一部を変更し、平成 28 年（2016 年）2 月 1 日から施行する。
8. 本会則の全面見直し変更を実施し、平成 28 年（2016 年）8 月 12 日から施行する。
9. 本会則の一部を変更し、平成 29 年（2017 年）4 月 3 日から施行する。
- 1 0. 本会則の一部を変更し、2019 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 1. 本会則の一部を変更し、2019 年 7 月 19 日から施行する。
- 1 2. 本会則の一部を変更し、2020 年 3 月 5 日から施行する。

改訂履歴

H15 (2003) .08.09 改訂 (下線部が改訂部分)

(旧)

第6条 本会には次の役員を置く。

会 長	1名	幹事中より互選する。
副会長	2名	会員中より会長が指名する。
会 計	1名	同上

(新)

第6条 本会には次の役員を置く。

会 長	1名	幹事中より互選する。
副会長	2名	会員中より会長が指名する。
会 計	1名	同上
<u>監 査</u>	<u>2名</u>	<u>同上</u>
<u>幹 事</u>	<u>若干名</u>	<u>各クラスの中より1名を互選する。</u>

(旧)

第11条 総会は最高議決機関にして毎年または隔年1回これを開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことがある。

(新)

第11条 総会は最高議決機関にして5年に1回これを開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことがある。

(旧)

第14条 本会は、同窓生の同期会員名簿を年に1度作成し発行する。なお、同窓生全員の名簿を必要とする会員には実費でこれを配布することができる。

(新)

第14条 本会は、同窓生の同期会員名簿を作成し発行する。なお、同窓生全員の名簿を必要とする会員には実費でこれを配布することができる。

(旧)

第18条 会費は入会金¥1,000円とし、入会金は原則として卒業時に納入する。会費は会の運営費、会員への通信費および同窓会名簿等の作成にあてるものとする。

(新)

第18条 会費は入会金¥3,000円とし、入会金は原則として卒業時に納入する。会費は会の運営費、会員への通信費および同窓会名簿等の作成にあてるものとする。

H19 (2007) .08.12 新規追加

第20条 役員が何らかの事情により職務を遂行できない場合は、幹事会と校内事務局との合議により臨時で役員の代理を選出し、必要な職務を遂行することができる。

H24 (2012) .08.12 改訂 (下線部が改訂部分)

(旧)

第11条 総会は最高議決機関にして 5年に1回これを開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことがある。

(新)

第11条 総会は最高議決機関にして 4年に1回これを開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことがある。

H28 (2016) .02.01 改訂 (下線部が改訂部分)

(旧)

第14条 本会は、同窓生の同期会員名簿を作成し発行する。なお、同窓生全員の名簿を必要とする会員には実費でこれを配布することができる。

(新)

第14条 本会は、同窓生の同期会員名簿を作成し保管する。

(旧)

第18条 会費は入会金¥3,000円とし、入会金は原則として卒業時に納入する。会費は会の運営費、会員への通信費および同窓会名簿等の作成にあてるものとする。

(新)

第18条 会費は入会金¥5,000円とし、入会金は原則として卒業時に納入する。会費は会の運営費、会員への通信費および同窓会名簿等の作成にあてるものとする。

H28 (2016) .08.12 改訂

本会則の初版が昭和58年4月1日に発行され、その内容のほとんどを現在に引き継いでいるため、現在の運用との間に矛盾が生じている。

これらの矛盾をなくすため、会則の全体を見直し、章の構成などを含む全面改訂を実施した。

H29 (2017) .04.03改訂

運用変更に伴う改訂を実施した。

(第6条 事務局、第21条 同窓会事務局の参加、第27条 記録の保管)

2018. 6. 30 改訂（下線部が改訂および追加）

（旧）

第 3 条（会員資格）

本会の会員資格は下記によるものとする。

（1）正会員

K C S 北九州情報専門学校、旧）九州電子計算機専門学校小倉校の卒業生。

（2）特別会員

K C S 北九州情報専門学校、旧）九州電子計算機専門学校小倉校の職員ならびに旧職員。

（新）

第 3 条（会員資格）

本会の会員資格は下記によるものとする。

（1）正会員

K C S 北九州情報専門学校、旧）九州電子計算機専門学校小倉校の卒業生。

（2）特別会員

K C S 北九州情報専門学校、旧）九州電子計算機専門学校小倉校の職員ならびに旧職員。

会員資格が正会員・特別会員の両方に該当する場合は、正会員とする。

（旧）

第 23 条（同窓会費）

同窓会費は入会金 ¥ 5, 0 0 0 円 とし、原則として入会金は卒業時に納入する。

ただし、大学コースへの編入者は学校内の規定に沿って納入する。

同窓会費は会の運営費、会員への通信費にあてるものとする。

（新）

第 23 条（同窓会費）

同窓会費は入会金 ¥ 3, 0 0 0 円 とし、原則として入会金は卒業時に納入する。

ただし、大学コースへの編入者は学校内の規定に沿って納入する。

納入された入会金の返金を行わないものとする。

同窓会費は会の運営費、会員への通信費にあてるものとする。

同窓会費としての入会金は、正会員にのみ適用し、特別会員には適用しない。

和暦標記から西暦標記に変更（過去の改訂履歴については（）で西暦を追記）

2019. 3. 2 改訂（下線部が改訂および追加）

（旧）

第 9 条（役員任期）

役員任期は、総会が開催された翌年度の 4 月 1 日より、次の総会が開催される年度の 3 月 31 日までの 4 年間とする。ただし、任期延長は可能とする。

（新）

第 9 条（役員任期）

役員任期は、原則 4 年間とする。ただし、任期延長は可能とする。
退任時は役員会の承認を得るものとする。

2019. 7. 19 改訂（下線部が追加）

（旧）

第 18 条（決議事項）

役員会は、次の事項を審議、承認し決議する。

- （1）第 4 条に関する会員の除名
- （2）総会に提出する議案
- （3）変更を必要とする、本会の運用

（新）

第 18 条（決議事項）

役員会は、次の事項を審議、承認し決議する。

- （1）第 4 条に関する会員の除名
- （2）総会に提出する議案
- （3）変更を必要とする、本会の運用
- （4）その他、役員会が必要と認めた事項

2020. 3. 5 改訂（下線部が改訂および追加）

（旧）

第 11 条（総会）

総会は最高議決機関にして、4 年に 1 回これを開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことがある。

（新）

第 11 条（総会）

総会は最高議決機関にして、4 年に 1 回これを開催する。ただし、状況により開催年が前後することがある。

また、必要に応じて臨時総会を開くことがある。

(旧)

第 14 条 (総会の決議)

総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(新)

第 14 条 (総会の決議)

総会の議事は、正会員出席者の過半数をもって決する。

可否同数の場合は、議長がこれを決する。

特別会員は指定の座席においての傍聴は拒まないが、決議に加わることはできないものとする。

K C S 北九州情報専門学校同窓会事務局

■同窓会事務局所在地ならびに連絡先

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野二丁目 4 番 1 号 K C S 北九州情報専門学校内

K C S 北九州情報専門学校同窓会事務局

TEL 0 9 3 - 5 3 1 - 9 1 3 1 (代)